

Shimotsuke  
Information  
3

## 児童手当の手続き（引越しのとき）

引越しをする際は、転入・転出等の届出とは別に、児童手当の手続きが必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。手続きが遅れると、手当の支給されない月が発生する場合があります。手続きは、必ず異動日(転出予定日)の翌日から15日以内に行ってください。

**転出(下野市外への引越し)** 受給者の方が転出されると下野市から支給される手当は終了となります。下野市での手続きは必要ありませんが、引き続き手当を受給するためには、転出先の市区町村にて手続きが必要となります。

**転入(下野市内への引越し)** 他の市区町村から下野市へ転入された場合には、「認定請求手続」が必要です。手続きされないと手当は支給されませんのでご注意ください。手続きに必要なものは下記のとおりです。

**転居(下野市内での引越し)** 住所変更届を提出してください。また、受給者と児童が別居する場合は、別居監護申立の手続きが別途必要となります。

**手続きに必要なもの** 請求者の健康保険証、請求者本人名義の預金通帳、印鑑、保護者の個人番号確認書類(個人番号カードなど)、窓口で手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)

※請求者本人以外の方が窓口で手続きする場合は、委任状(法定代理人の場合は戸籍謄本)が必要になります。

※児童と別居している場合は、児童の属する世帯全員分の住民票(本籍・続柄などの省略がないもの)、児童の個人番号確認書類が必要となります。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

## 児童手当の手続き (公務員になったとき)

公務員の方は、勤務先より児童手当が支給されます。勤務先が変わり、公務員になったときや公務員でなくなったときは、お住まいの市区町村と勤務先の両方で手続きが必要となります。

手続きが遅れ、市区町村と勤務先の両方から手当の支給を受けた場合には、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給となります。ただし、異動日が月末に近い場合には、異動日の翌日から15日以内の手続きであれば申請月分から支給されます。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、手続きは異動日の翌日から15日以内に行ってください。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

Shimotsuke  
Information  
4

## 育児ママ・パパリフレッシュ利用券の発行

育児ママ・パパリフレッシュ利用券を無料で発行します。子育てを支援するため、生後3か月から3歳未満のお子さんを一時的に保育園等に預けたいとき利用できます。

■対象者 保育園等に入所していない、生後3か月から3歳未満の乳幼児を養育している同居の保護者。

■注意事項

- ・申請は、お子様1人につき1回限りとなります。
- ・初めて利用する場合、前回の利用から期間が開いた場合や別の保育施設を利用する場合には、希望する保育施設で事前面接が必要となります。
- ・利用は1回につき最大4時間となります。
- ・当日、お子様に下痢や発疹等があり、体調がすぐれない場合には利用できません。
- ・利用施設により、おやつやミルク等の料金が別途かかる場合があります。
- ・利用券の発行後に保育園等に入所された場合、入所中は利用できません。利用券は再発行できません。

■申請場所 印鑑をお持ちのうえ、こども福祉課までお越しください。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

## デマンドバス利用券の交付 (未就学児を持つ保護者の方)

子育て世帯の外出を支援するため未就学児を持つ保護者の方にデマンドバス利用券を交付しています。(平成30年度に申請された方も改めて申請が必要です。)

■交付対象者 市内に住所を有し、未就学児を持つ保護者の方で、デマンドバス利用登録証をお持ちの方

※デマンドバスの利用登録は利用する方全員(未就学児を含む)分が必要です。利用券の交付申請と同時にデマンドバスの利用登録をすることも可能です。

■交付枚数 1世帯につき利用券を10枚交付します(年度内有効)。

■申請受付開始日 3月18日(月)

※4月1日(月)から利用することができます。

■申請方法 印鑑とデマンドバス利用登録証をお持ちのうえ、こども福祉課窓口までお越しください。

※利用券は後日郵送しますので、ご利用希望日の1週間前までに申請してください。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903